

令和5年度 第3回 滋賀県地域医療対策協議会 次第

日時：令和5年12月19日（火）17時～19時
場所：滋賀県危機管理センター2階 災害対策本部室
（Web併用開催）

1 あいさつ

2 議事

- (1) 令和5年度臨床研修マッチング結果（令和6年度研修開始分）について
- (2) 令和7年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員上限（案）について
- (3) 県内臨床研修病院ごとの募集定員の配分方法（素案）について
- (4) 滋賀県医師確保計画（原案）について
- (5) 医師の働き方改革の施行に伴う特定労務管理対象機関の指定について
- (6) 奨学金等貸与医師の知事が指定する勤務先医療機関（案）について
- (7) その他

○議事資料

- 【資料1】 令和5年度臨床研修マッチング結果（令和6年度研修開始分）について
- 【資料2-1】 令和7年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員上限（案）について
- 【資料2-2】 令和7年度臨床研修 都道府県別募集定員上限(案)
- 【資料2-3】 臨床研修都道府県別定員上限 年度推移・増減率（R4-R7）
- 【資料3】 県内臨床研修病院ごとの募集定員の配分方法（素案）について
- 【資料4-1】 医師偏在指標（令和5年12月7日更新）
- 【資料4-2】 滋賀県医師確保計画（原案）概要版
- 【資料4-3】 滋賀県医師確保計画（原案）
- 【資料4-4】 滋賀県地域医療対策協議会（11月14日）意見等への対応
- 【資料5-1】 特定労務管理対象機関の指定に係る意見聴取
- 【資料5-2】 特定地域医療提供機関（B水準）指定申請書（近江八幡市立総合医療センター）
- 【資料5-3】 特定地域医療提供機関（B水準）指定申請書（長浜赤十字病院）
- 【資料5-4】 連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）指定申請書（滋賀医科大学医学部附属病院）
- 【資料6-1】 奨学金等貸与医師の知事が指定する勤務先医療機関（案）について
- 【資料6-2】 令和5年度指定勤務先（案）
- （その他）滋賀県で育成が必要な総合診療専門医数についての考察

○参考資料

- ・ 滋賀県医師確保計画（概要・本文） ・ 医師確保計画策定ガイドライン
- ・ 「滋賀県地域医療対策協議会」根拠法令等 ・ 「滋賀県地域医療対策協議会」会議公開要領

第4回 日時：令和6年（2024年）3月18日（月）10～12時
場所：未定

滋賀県地域医療対策協議会 委員名簿

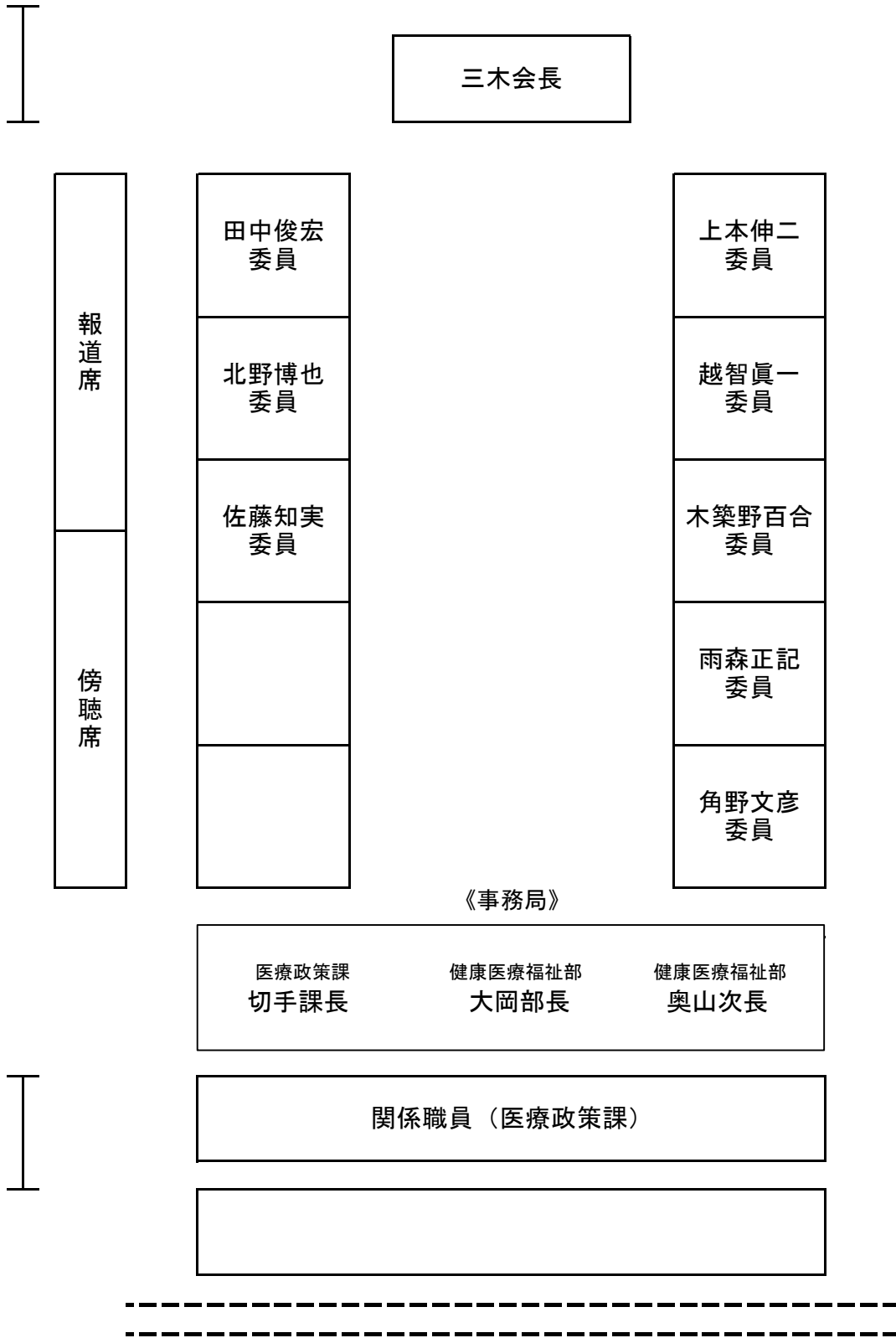
委員任期：令和5年9月1日～令和7年8月31日

(敬称略)

区 分	機関・団体、役職等	氏名	出欠	備考	
1	①特定機能病院	国立大学法人滋賀医科大学医学部附属病院 院長	田中 俊宏	出席(来場)	
2	②(独)国立病院機構	地方独立行政法人公立甲賀病院 理事長・院長	辻川 知之	出席(Zoom)	
3	③(独)地域医療機能推進機構		楠井 隆	出席(Zoom)	
4	④地域医療支援病院		北野 博也	出席(来場)	
5	⑤公的医療機関	長浜赤十字病院 院長	小椋 英司	欠席	
6	⑥臨床研修病院	社会医療法人誠光会淡海医療センター 理事長・院長	越智 眞一	出席(来場)	
7	⑦社会医療法人	公益社団法人滋賀県私立病院協会 会長 (医療法人弘英会琵琶湖大橋病院 理事長・院長)	上本 伸二	出席(来場)	
8		一般社団法人滋賀県医師会 会長 (おち医院院長)	高折 晃史	欠席	
9		国立大学法人滋賀医科大学 学長	佐和 貞治	欠席	
10	⑧民間病院	国立大学法人京都大学医学部附属病院 院長	三木 恒治	出席(来場)	
11		京都府公立大学法人京都府立医科大学附属病院 院長	駒井 和子	出席(Zoom)	
12		一般社団法人滋賀県病院協会 会長 (社会福祉法人恩賜財団済生会滋賀県病院 院長)	石田 展弥	出席(Zoom)	
13	⑨診療に関する学識経験者の団体	滋賀県在宅医療等推進協議会 委員 (滋賀県訪問看護ステーション連絡協議会 会長)	岩永 裕貴	出席(Zoom)	
14		公益社団法人日本精神科病院協会滋賀県支部 支部長 (医療法人明和会琵琶湖病院 理事長・院長)	堀江 和博	出席(Zoom)	
15		滋賀県市長会(甲賀市長)	山 和美	出席(Zoom)	
16	⑩大学の医療従事者の養成に関する機関	滋賀県町村会(日野町長)	鹿田 由香	出席(Zoom)	
17		滋賀県地域女性団体連合会 常任理事	梅田 朋子	出席(Zoom)	
18	⑪地域の医療関係団体	滋賀子育てネットワーク 代表	西島 節子	出席(Zoom)	
19		滋賀医科大学 地域医療教育研究拠点 准教授 (独)地域医療機能推進機構滋賀病院 乳腺外科・乳腺センター部長)	木築 野百合	出席(来場)	
20		彦根市立病院 小児科 主任部長	中村 由紀子	出席(Zoom)	
21		一般社団法人滋賀県医師会 理事 (きづきクリニック 院長)	雨森 正記	出席(来場)	
22		大津市保健所 所長	佐藤 知実	出席(来場)	
23		医療法人滋賀家庭医療学センター 弓削メディカルクリニック 理事長	角野 文彦	出席(来場)	
24		滋賀県医師キャリアサポートセンター 専任医師			
25		滋賀県理事(健康・医療政策担当)			
26		滋賀県職員			

※①～③は、医療法で定められた協議会構成員の区分

配席図



令和5年度臨床研修マッチング結果（令和6年度研修開始分）について

健康医療福祉部医療政策課

医師法 第十六条の二

診療に従事しようとする医師は、二年以上、都道府県知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものにおいて、臨床研修を受けなければならない。

⇒医師国家試験合格後、臨床研修病院で研修を受ける。

- ・滋賀県内で、臨床研修病院は下記の14病院。
- ・どこの臨床研修病院で研修を受けるか決める仕組みが医師臨床研修マッチング。

市立大津市民病院	大津赤十字病院	滋賀医科大学医学部附属病院
JCHO滋賀病院	淡海医療センター	滋賀県立総合病院
済生会滋賀県病院	公立甲賀病院	近江八幡市立総合医療センター
東近江総合医療センター	彦根市立病院	市立長浜病院
長浜赤十字病院	高島市民病院	

医師臨床マッチングとは

全国一斉に、医学部6年生などの臨床研修希望者と、研修を受け入れる臨床研修病院とを、合理的、効率的に組み合わせることができるシステム。

募集定員2名のX病院をA～Eさんの5名が希望した場合



Aさん	採用	採用順位2位
Bさん	不採用	—
Cさん	採用	採用順位1位
Dさん	不採用	—
Eさん	採用	採用順位3位

研修したい病院	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん
第1希望	Z病院	X病院	X病院	X病院	X病院
第2希望	Y病院	Y病院	Y病院	Y病院	Y病院
第3希望	X病院	Z病院	Z病院	Z病院	Z病院

↓
 ② Z病院、Y病院でアンマッチの場合 X病院とマッチ

↓
 アンマッチ

↓
 ① マッチ

↓
 アンマッチ

↓
 ③ AさんがX病院とアンマッチの場合 X病院とマッチ

臨床研修病院決定までの流れ

(令和5年度スケジュール)

6/8
参加登録開始

9/14
希望順位登録開始

10/26
マッチング結果発表

3/15
医師国家試験合格発表

①臨床研修マッチング

全国一斉、全臨床研修病院

- ・研修希望者は、研修をしたい病院に就職活動を行い、希望順を登録する。
- ・臨床研修病院は、採用試験の結果、採用したい人を希望順に登録する。
- ・マッチング結果には必ず従う必要がある。

②追加募集

マッチングで定員未充足の病院

- ・マッチングで募集定員が充足しなかった病院が、個別に追加で募集する(任意)。

③追加募集

採用予定者の国家試験不合格
など病院

- ・採用予定者が国家試験に不合格、留年などの事情で募集定員に空きが出た病院が、個別に追加で募集する(任意)。

滋賀県の
募集定員上限数
130人

自治医大
生・地域
医療重点
プログラムを除く
▲4人

マッチング
募集定員数
126人

113人
マッチ

10/26時点
マッチング率
89.7%
113/126人

11人
追加採用
3人
自治医大生
採用

12/19時点
定員充足率
97.7%
127/130人

令和6年度から採用する臨床研修医数

病 院 名	令和5年度 定員数	令和6年度 定員数 a	定員数			採用状況							合計 i=c+d+e+f+g+h	令和6年度 定員充足率 i/a	備考	
			自治医科 大学生定員	重点プロ グラム定員	マッチング 募集定員 b	マッチング 結果 c	令和6年度 マッチ率 c/b	自治医科 大学生 d	重点プロ グラム(マッ チング前) e	追加採用 (～国試発表前) f	国試不合格 g	追加採用 (国試発表後～) h				
大津市民病院	9	9			9	9	100.0%							9	100.0%	
大津赤十字病院	14	14	2		12	12	100.0%	2						14	100.0%	
滋賀医科大学 医学部附属病院	Aプログラム	41	1		20	11	76.9%	1		7				38	92.7%	・基礎研 究医P採用 なし
	Bプログラム				4	4										
	Cプログラム				15	15										
	重点プログラム			1	0	0										
済生会滋賀県病院	10	10			10	10	100.0%						10	100.0%		
滋賀県立総合病院	10	10			10	10	100.0%						10	100.0%		
長浜赤十字病院	通常プログラム	5			5	5	100.0%							5	100.0%	
	重点プログラム				0	0										
市立長浜病院	6	6			6	6	100.0%						6	100.0%		
公立甲賀病院	5	5			5	5	100.0%						5	100.0%		
彦根市立病院	4	4			4	4	100.0%						4	100.0%		
高島市民病院	3	3			3	2	66.7%			1			3	100.0%		
近江八幡市立総合医療センター	8	8			8	8	100.0%						8	100.0%		
淡海医療センター	9	9			9	8	88.9%			1			9	100.0%		
東近江総合医療センター	4	4			4	2	50.0%			2			4	100.0%		
JCHO滋賀病院	2	2			2	2	100.0%						2	100.0%		
合計	130	130	3	1	126	113	89.7%	3	0	11	0	0	127	97.7%		

参考

令和5年度から採用する臨床研修医数

病 院 名	令和4年度 定員数	令和5年度 定員数 a	定員数			採用状況							合計 i=c+d+e+f+g+h	令和5年度 定員充足率 i/a	備考	
			自治医科 大学生	重点プログラ ム(マッテン グ前)	マッチング 募集定員 b	マッチング 結果 c	令和5年度 マッチ率 c/b	自治医科 大学生 d	重点プロ グラム(マッ チング前) e	追加採用 (~国試発表前) f	国試不合格 g	追加採用 (国試発表後~) h				
大津市民病院	9	9			9	9	100.0%							9	100.0%	
大津赤十字病院	14	14	1		13	13	100.0%	1						14	100.0%	
滋賀医科大学 医学部附属病院	Aプログラム	42	1		21	10	60.0%	1		4	▲ 2		△ 1	30	71.4%	・最終辞 退2名(島 根医大) ・基礎研 究医P採用 なし
	Bプログラム				4	4										
	Cプログラム				15	10			4	△ 1						
	重点プログラム			1	0	0		1								
済生会滋賀県病院	10	10			10	10	100.0%						10	100.0%		
滋賀県立総合病院	10	10			10	10	100.0%						10	100.0%		
長浜赤十字病院	通常プログラム	5			4	4	100.0%							4	80.0%	
	重点プログラム			1	0	0										
市立長浜病院	6	6			6	4	66.7%			2	▲ 1	1	6	100.0%		
公立甲賀病院	5	5			5	5	100.0%						5	100.0%		
彦根市立病院	4	4			4	4	100.0%						4	100.0%		
高島市民病院	3	3			3	0	0.0%			3	▲ 1		2	66.7%		
近江八幡市立総合医療センター	8	8			8	8	100.0%						8	100.0%		
草津総合病院(淡海医療センター)	9	9			9	9	100.0%						9	100.0%		
東近江総合医療センター	4	4			4	1	25.0%			3	▲ 2	2	4	100.0%		
JCHO滋賀病院	2	2			2	0	0.0%			2			2	100.0%		
合計	131	131	2	2	127	101	79.5%	2	1	18	▲ 6	1	117	89.3%		

参考

令和4年度から採用する臨床研修医数

病 院 名	令和3年度 定員数	令和4年度 定員数 a	定員数		採用状況						合計 h=c+d+e+f+g	令和4年度 定員充足率 h/a	備考
			自治医科 大学生	マッチング 募集定員 b	マッチング 結果 c	令和4年度 マッチ率 c/b	自治医科 大学生 d	追加採用 (~国試発表前) e	国試不合格 f	追加採用 (国試発表後~) g			
大津市民病院	9	9		9	9	100.0%			△ 1	1	9	100.0%	
大津赤十字病院	14	14	1	13	13	100.0%	1		△ 1		13	92.9%	
滋賀医科大学 医学部附属病院	46	42		23	17	66.7%		6	△ 3		37	88.1%	【別枠】 基礎研究 医1名受入
				4	2		2						
				15	9		5	△ 1					
済生会滋賀県病院	9	10		10	10	100.0%					10	100.0%	
滋賀県立総合病院	9	10		10	10	100.0%					10	100.0%	
長浜赤十字病院	5	5		5	5	100.0%					5	100.0%	
市立長浜病院	4	6		6	0	0.0%		6			6	100.0%	
公立甲賀病院	5	5		5	5	100.0%					5	100.0%	
彦根市立病院	4	4		4	3	75.0%					3	75.0%	
高島市民病院	3	3		3	3	100.0%					3	100.0%	
近江八幡市立総合医療センター	8	8		8	8	100.0%					8	100.0%	
草津総合病院(淡海医療センター)	9	9		9	9	100.0%					9	100.0%	
東近江総合医療センター	4	4		4	4	100.0%					4	100.0%	
JCHO滋賀病院	2	2		2	2	100.0%					2	100.0%	
合計	131	131	1	130	109	83.8%	1	19	△ 6	1	124	94.7%	

令和7年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員上限(案)について

健康医療福祉部医療政策課

1

各都道府県の募集定員上限の算出方法 について

○医師法（昭和23年法律第201号）（抜粋）

第十六条の三 厚生労働大臣は、毎年度、都道府県ごとの研修医（臨床研修病院（前条第一項に規定する都道府県知事の指定する病院をいう。第三項及び次条第一項において同じ。）において臨床研修を受ける医師をいう。以下この条及び第十六条の八において同じ。）の定員を定めるものとする。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、毎年度、当該都道府県の区域内に所在する臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めるものとする。
- 4 都道府県知事は、前項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、医療法第五条の二第一項に規定する医師の確保を特に図るべき区域における医師の数の状況に配慮しなければならない。
- 5 都道府県知事は、第三項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、その内容について厚生労働大臣に通知しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により地域医療対策協議会の意見を聴いたときは、第三項の規定により研修医の定員を定めるに当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならない。

臨床研修医の募集定員について

臨床研修の必修化後、研修医の募集定員が研修希望者の1.3倍を超える規模まで拡大し、研修医が都市部に集中する傾向が続いた。このため、平成22年度研修から各都道府県の募集定員上限を設定し、研修医の偏在是正を図っている

平成16年度

- ・研修医の募集定員は、全国の定数管理や地域別の偏在調整が行われず募集定員倍率（研修希望者数に対する募集定員数の比率）が1.3倍を超える規模まで拡大



平成22年度～

- ・平成22年度から臨床研修を開始する研修医について、厚生労働省が各都道府県の募集定員上限を設定

臨床研修制度等に関する意見のとりまとめ（平成21年2月18日 臨床研修制度のあり方等に関する検討会）

（2）募集定員や受入病院のあり方の見直し

○研修希望者に見合った募集定員の総枠を設定するとともに、研修医の地域的な適正配置を誘導するため、人口分布を始め医師養成規模・地理的条件等を考慮した都道府県別の募集定員の上限を設定する。



平成27年度～

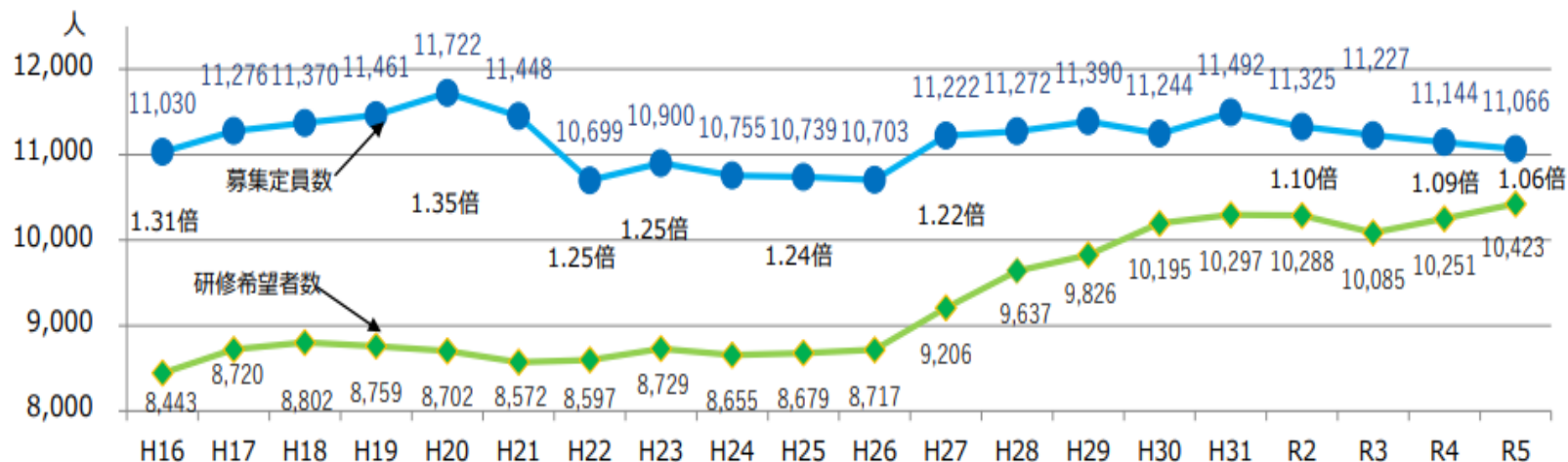
- ・募集定員倍率を令和2年度に向けて約1.10倍まで縮小する



令和3年度～

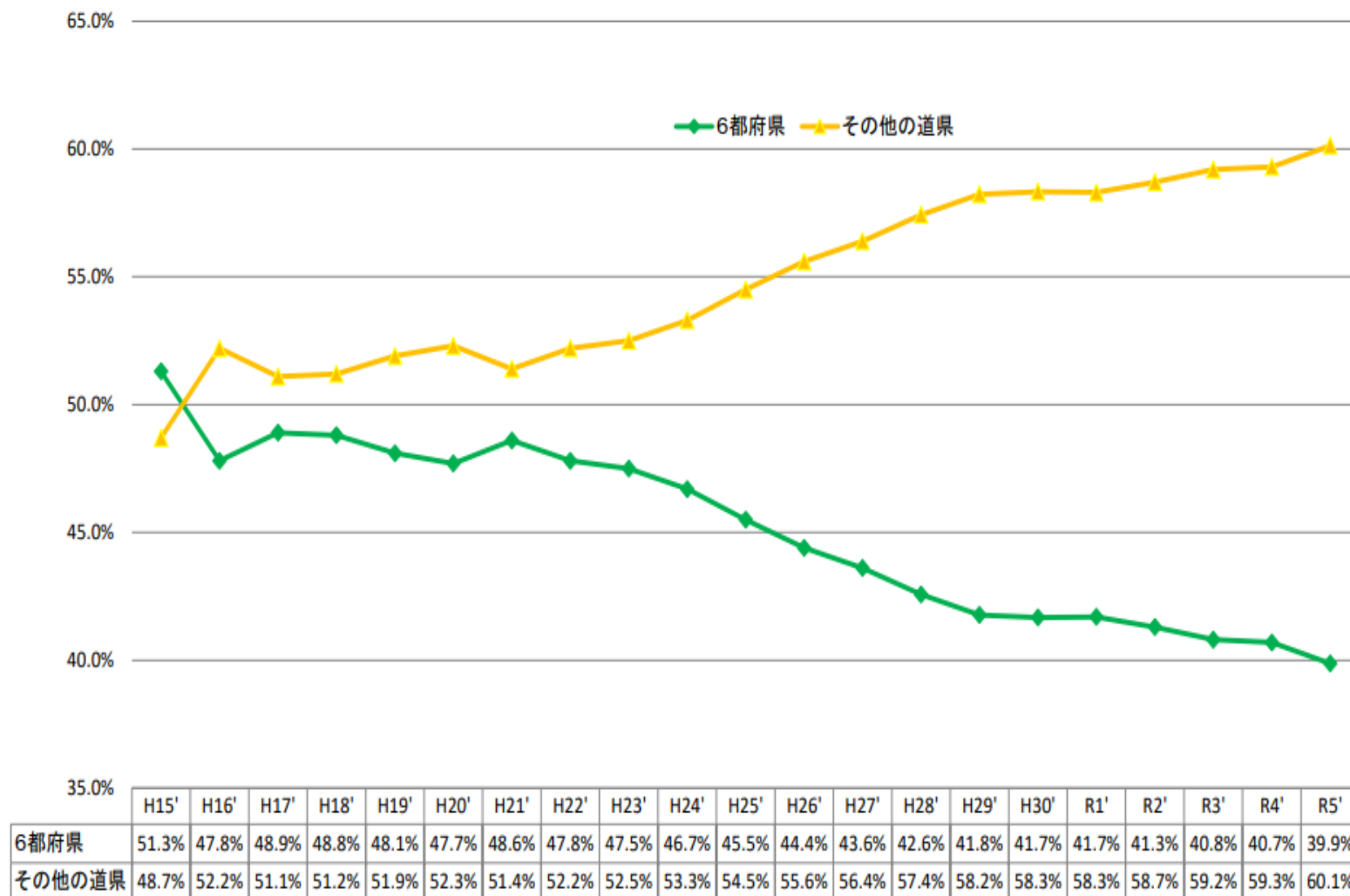
- ・募集定員倍率を令和7年度に約1.05倍まで縮小する
- ・令和3年度から臨床研修を開始する研修医について、各都道府県が、厚生労働省が設定した各都道府県の募集定員上限の範囲内で、当該都道府県内の病院の募集定員を設定

研修医の募集定員数、研修希望者数、募集定員倍率（募集定員数÷研修希望者数）の推移



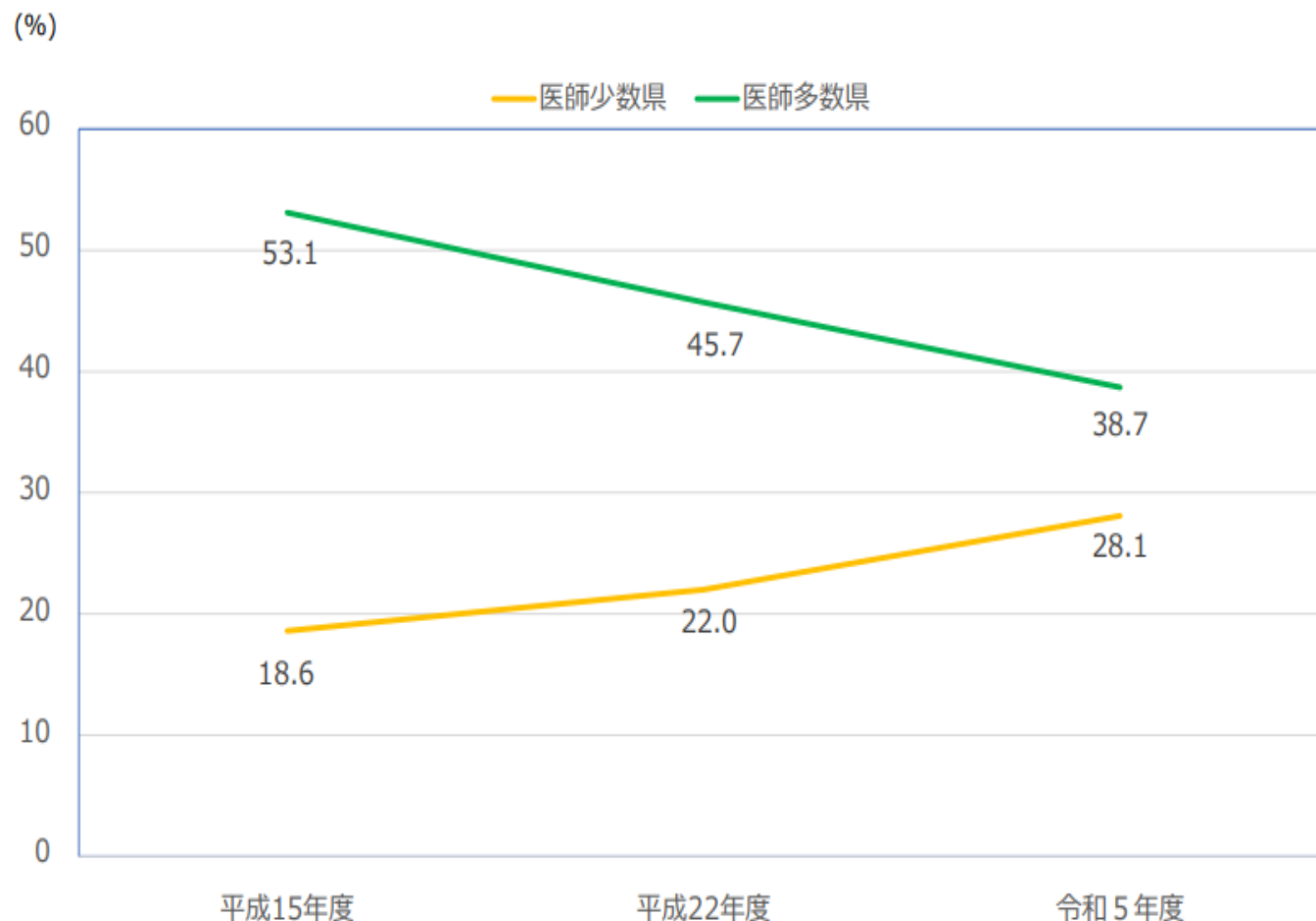
研修医の採用人数の割合の推移〈6都府県とその他の道県〉

大都市部のある6都府県（東京・神奈川・愛知・京都・大阪・福岡）の採用人数の割合は、臨床研修の必修化前の51.3%（平成15年度）から39.9%（令和5年度）まで減少している



研修医の採用人数の割合の推移〈医師多数県と医師少数県〉

研修医の採用人数の割合は、平成15年度から令和5年度にかけて、医師多数県は53.1%から38.7%に減少した一方で（マイナス14.4ポイント）、医師少数県は18.6%から28.1%に増加した（プラス9.5ポイント）



医師多数県及び医師少数県は医師偏在指標（厚生労働省：令和5年8月時点）による

医師多数県（16都府県）：東京、京都、福岡、岡山、沖縄、徳島、大阪、長崎、石川、和歌山、佐賀、熊本、鳥取、奈良、高知、香川
医師少数県（16県）：岩手、青森、新潟、福島、茨城、埼玉、秋田、山形、静岡、千葉、群馬、長野、岐阜、三重、宮崎、山口

令和7年度の研修希望者数（推計）（10,540人）

=	①令和6年度実施のマッチングに参加する者の人数	(10,332人)
+	②令和6年度時点の自治医科大学及び防衛医科大学校の6年生の人数	(208人)

①	令和6年度実施のマッチングに参加する者の人数	(10,332人)
=	①A 令和6年度時点の6年生のうちマッチングに参加する者の人数	(9,314人)
+	①B 令和5年度の医師国家試験不合格者数	(860人)
+	①C 国外の医学部の卒業者・卒業予定者数	(158人)

①A 令和4年度時点の4年生の人数から推計

①B 令和5年度時点の6年生の人数（推計）から推計

①C 直近3回のマッチングに参加した国外の医学部の卒業者・卒業予定者数の平均で代替

②令和6年度時点の自治医科大学及び防衛医科大学校の6年生の人数（208人）

令和5年度時点の5年生の人数で代替

令和7年度の各都道府県の募集定員上限の算出方法

■全国の募集定員上限（11,067人）

研修希望者数（推計）（10,540人）× 1.05 ※1

※1 令和7年度までに段階的に1.05まで縮小

■各都道府県の募集定員上限

① 人口

全国の研修医総数（9,443人※2） × $\frac{\text{都道府県の人口}}{\text{全国の総人口}}$

② 医学部入学定員

全国の研修医総数（9,443人） × $\frac{\text{医学部の入学定員}}{\text{全国の医学部入学定員}}$

③ 基本となる数

全国の研修医総数（9,443人） × $\frac{\text{①と②の多い方*}}{\text{①と②の多い方*の全都道府県合計}}$

* ②(入学定員)を用いる場合、①(人口)の1.2倍を限度

※2 研修医総数（推計）は、研修希望者数（推計）に、過去3年間の研修希望者数に対する採用人数の割合を乗じた数

+ ④ 地域枠による加算

地域枠入学者数 × 1.05 ※1

+ ⑤ 地理的条件等による加算

- (1) 100km²あたり医師数※3
- (2) 離島の人口※4
- (3) 医師少数区域の人口※5
- (4) 都道府県間の医師偏在状況※6

- ※3 100km²あたりの医師数が、全国平均よりも少ない都道府県は①×0.07、30未満の都道府県は①×0.1を加算
- ※4 ①× 離島人口×3/当該都道府県の人口 を加算
- ※5 ③(2)までを配分した後の未配分の数×「当該都道府県の医師少数区域の人口/全国の総人口」を加算
- ※6 ③(3)までを配分した後の未配分の数を、都道府県間の医師偏在状況（医師偏在指数）に応じて按分した数を加算

+ ⑥ 激変緩和措置(直近の採用人数保障)

・ ①～③の合計（「仮上限」）が、直近（令和5年度）の採用人数よりも少ない都道府県は、令和5年度の採用人数と「令和6年度の募集定員上限×0.99」のうち少ない方の人数を当該都道府県の募集定員上限とする

・ 上記により追加する定員は、他の都道府県の「仮上限」から $\frac{\text{各都道府県の（「仮上限」 - 令和5年度採用数）}}{\text{各都道府県の（「仮上限」 - 令和5年度採用数）の合計}}$ に応じて定員を削減して捻出
ただし、「令和6年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」は、「仮上限」からの定員削減の対象外とする

+ ⑦ 募集定員上限の減少率が、過去3年間の全国の募集定員上限の減少率のうち最大のものを上回る場合の加算 ※上記11,067人に別途加算するもの

・ ①～④の結果、令和6年度の募集定員上限からの減少率が3.2%（過去3年間の全国の募集定員上限の減少率のうち最大のもの）を上回る都道府県（令和6年度の募集定員上限を全て病院に配分しており、かつ、④による加算の対象ではない都道府県に限る）に対して、令和6年度の募集定員上限からの減少率が3.2%となるまで加算

（注）令和7年度からは、各病院の募集定員を2人以上とするための加算は、当該都道府県の募集定員上限の範囲内で行うよう改めることとする。

令和7年度臨床研修 都道府県別募集定員上限(案)

第4回医道審議会医師分科会 医師臨床研修部会	資料2-2
令和5年12月1日	

	R6年度募集定員上限	R6年度病院募集定員合計(※1)	基本となる数(全国の研修医総数推計値を人口分布・医学部入学生員で按分)(※2)	地域枠による加算(※3)	地理的条件等による加算				基本となる数と加算の合計(仮上限)	直近の採用数等の保障					R7募集定員上限(※5)	
					地理的条件(100km ² 当たりの医師数)による加算(※4)	地理的条件(離島の人口)による加算	医師少数区域の人口に応じた加算	都道府県間の医師偏在状況に応じた加算		直近(R5年度)の採用数	①×0.99と⑥のうち少ない方	仮上限に不足数	仮上限と直近の採用数との差	仮上限から削る数(不足数の合計を⑨で按分)		3.2%まで戻すための追加配分
	①		②	③	④				⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
					④-1	④-2	④-3	④-4	②+③+④			⑦-⑤	⑤-⑥			⑤+⑧-⑩+⑪
北海道	438	441	362	25	37	3	0	0	427	338	0	0	0	0	0	427
青森	182	156	102	70	11	0	0	0	183	72	0	0	111	10	0	173
岩手	146	125	100	41	10	0	0	0	151	69	0	0	82	8	0	143
宮城	229	229	193	14	14	1	0	0	222	175	0	0	0	0	0	222
秋田	119	109	79	34	8	0	0	0	121	73	0	0	48	5	0	116
山形	120	120	88	22	9	1	0	0	120	61	0	0	0	0	0	120
福島	196	174	126	61	13	0	0	0	200	124	0	0	76	7	0	193
茨城	265	250	200	66	0	0	1	0	267	197	0	0	70	7	0	260
栃木	198	198	161	17	12	0	0	0	190	168	0	0	0	0	2	192
群馬	162	147	135	20	10	0	0	0	165	115	0	0	50	5	0	160
埼玉	538	498	517	35	0	0	0	0	552	447	0	0	105	10	0	542
千葉	497	497	441	50	0	0	0	0	491	475	0	0	0	0	0	491
東京	1,280	1,281	1,186	25	0	7	1	0	1,219	1,273	1,267	48	0	0	0	1,267
神奈川	667	668	650	18	0	0	0	0	668	641	0	0	0	0	0	668
新潟	229	229	152	24	11	12	0	0	199	147	0	0	0	0	23	222
富山	111	111	86	16	7	0	0	0	109	87	0	0	0	0	0	109
石川	130	135	94	13	7	0	0	0	114	87	0	0	0	0	12	126
福井	92	92	64	13	5	0	0	0	82	52	0	0	0	0	7	89
山梨	114	83	68	38	5	0	0	0	111	63	0	0	48	5	0	106
長野	171	172	142	15	10	0	0	0	167	136	0	0	0	0	0	167
岐阜	190	190	137	37	10	0	0	0	184	144	0	0	0	0	0	184
静岡	306	306	252	61	0	1	0	0	314	281	0	0	0	0	0	314
愛知	571	573	528	28	0	1	0	0	557	557	0	0	0	0	0	557
三重	181	167	123	48	9	1	0	0	181	135	0	0	46	4	0	177
滋賀	130	130	103	4	8	1	0	0	116	117	117	1	0	0	0	117
京都	253	261	200	7	0	0	0	0	207	260	250	43	0	0	0	250
大阪	637	652	618	18	0	0	0	0	636	628	0	0	0	0	0	636
兵庫	409	414	380	22	0	2	0	0	404	404	0	0	0	0	0	404
奈良	128	128	107	13	0	0	0	0	120	106	0	0	0	0	4	124
和歌山	127	127	76	38	6	0	0	0	120	94	0	0	0	0	3	123
鳥取	85	85	46	21	4	0	0	0	71	46	0	0	0	0	11	82
島根	97	78	56	28	6	5	0	0	95	53	0	0	42	4	0	91
岡山	197	201	157	8	12	1	0	0	178	178	0	0	0	0	13	191
広島	221	209	194	27	0	3	0	0	224	178	0	0	46	4	0	220
山口	137	132	111	19	8	1	0	0	139	105	0	0	34	3	0	136
徳島	78	78	59	12	5	1	0	0	77	48	0	0	0	0	0	77
香川	107	107	79	14	0	9	0	0	102	73	0	0	0	0	2	104
愛媛	138	141	108	23	8	4	0	0	143	88	0	0	0	0	0	143
高知	98	98	57	26	4	1	0	0	88	69	0	0	0	0	7	95
福岡	414	414	407	4	0	1	0	0	412	383	0	0	0	0	0	412
佐賀	86	86	68	5	0	1	0	0	74	52	0	0	0	0	9	83
長崎	149	146	108	22	0	31	0	0	161	90	0	0	71	7	0	154
熊本	146	146	121	6	9	1	0	0	137	88	0	0	0	0	4	141
大分	117	110	94	14	7	1	0	0	116	77	0	0	39	4	0	112
宮崎	118	110	89	26	7	1	0	0	123	54	0	0	69	6	0	117
鹿児島	171	148	112	16	8	34	0	0	170	121	0	0	49	5	0	165
沖縄	164	164	109	23	0	30	0	0	162	159	0	0	0	0	0	162
計	11,339	11,116	9,443	1,187	280	155	2	0	11,069	9,388		93	986	93	96	11,164

(※1) 都道府県が、各病院の募集定員を2人以上とするための加算をすることにより、病院募集定員合計が募集定員上限を上回る場合がある(令和7年度からは、各病院の募集定員を2人以上とするための加算は、当該都道府県の募集定員上限の範囲内で行うよう改めることとする)

(※2) 「研修医総数推計値」は、令和7年度研修希望者数推計値に、研修希望者数に対する採用実績数の割合の過去3年平均(0.896)を乗じて算出

→令和7年度研修希望者数推計値 10,540人 × 0.896 = 9,443人

(※3) 地域枠学生数(実績)に今回の倍率(1.05)を乗じて算出

(※4) 面積当たり医師数については、全国の平均値よりも少ない場合等に加算

(※5) ⑥から⑩の計算は、直近の採用数等の保障による激変緩和のための加減であり、追加する都道府県の定員は、他の都道府県の「仮上限」から、当該都道府県の「仮上限」と直近の採用数との差に応じて削減することにより調整。ただし、「令和6年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」は、「仮上限」からの定員削減の対象外(⑨=0)とする

⑫の計算は、令和6年度の募集定員上限からの減少率が3.2%(過去3年間の全国の募集定員上限の減少率のうち最大のもの)を上回る都道府県(令和6年度の募集定員上限を全て病院に配分しており、かつ、激変緩和措置による加算の対象ではない都道府県に限る)に対して、令和6年度の募集定員上限からの減少率が3.2%となるまで加算

(※6) 四捨五入等の関係で表記上合計が一致しない場合がある

令和7年度の各都道府県の募集定員上限の算出方法

■全国の募集定員上限(11,067人)

研修希望者数(推計) (10,540人) × 1.05 ※1

令和7年度の研修希望者数(推計)(10,540人)
 = ①令和6年度実施のマッチングに参加する者の人数 (10,332人)
 + ②令和6年度時点の自治医科大学及び防衛医科大学校の6年生の人数 (208人)

※1 募集定員倍率:偏在解消のために平成22年から国が段階的に設定した倍率。令和7年度までに段階的に1.05まで縮小。

■各都道府県の募集定員上限

① 人口 10,540人 × 0.896 ※2 = 9,443人

①基本となる数 103人

全国の研修医総数(9,443人) × $\frac{\text{都道府県の人口}}{\text{全国の総人口}}$

② 医学部入学定員

全国の研修医総数(9,443人) × $\frac{\text{医学部の入学定員}}{\text{全国の医学部入学定員}}$

全国の研修医総数(9,443人) × $\frac{\text{①と②の多い方*}}{\text{①と②の多い方*の全都道府県合計}}$

*②(入学定員)を用いる場合、①(人口)の1.2倍を限度

※2 研修医総数(推計)は、過去3年間の研修医希望者数に対する採用人数の割合の過去3年平均(0.896)を乗じた数

+ ②地域枠による加算 4人

地域枠入学者数 × 1.05 ※1

(参考) 令和6年度マッチングに参加する地域枠者等
 ・医師養成奨学金 0名
 ・医学生修学資金貸与者 4名

+ ③地理的条件等による加算 9人

- (1) 100km²当たり医師数 ※3 8人
- (2) 離島の人口 ※4 1人
- (3) 医師少数区域の人口 ※5 0人
- (4) 都道府県間の医師偏在状況 ※6 0人

※3 100km²当たりの医師数が、全国平均よりも少ない都道府県は①×0.07、30未満も都道府県は①×0.1を加算
 ※4 ①× 離島人口×3/当該都道府県の人口 を加算
 ※5 ③(2)までを配分した後の未配分の数×「当該都道府県の医師少数区域の人口/全国の総人口」を加算
 ※6 ③(3)までを配分した後の未配分の数を、都道府県間の医師偏在状況(医師偏在指数)に応じて按分した数を加算
 面積は全国市町村要覧(総務省)、医師数は直近医師・歯科医師・薬剤師統計、離島は離島振興法等に指定される直近の人口を基に国が算出

仮上限 116人 = ① + ② + ③

+ ④激変緩和装置(直近の採用人数保障) 1人

①~③の合計(「仮上限」)が、直近(令和5年度)の採用人数よりも少ない都道府県 ※7は、令和5年度の採用人数と「令和6年度の募集定員上限×0.99」のうち少ない方の人数を当該都道府県の募集定員上限とする

上記により追加する定員は、他の都道府県の「仮上限」から $\frac{\text{各都道府県の(「仮上限」 - 令和5年度採用数)}}{\text{各都道府県の(「仮上限」 - 令和5年度採用数)の合計}}$ に応じて定員を削減して捻出
 ただし、「令和6年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」は、「仮上限」からの定員削減の対象外とする

※7 仮上限116人 < R5採用数117人により激変緩和措置で1人加算。
 ④に該当するのは東京都、京都府、本県。加算分をR6未配分があった都道府県で削減。

+ ⑤募集定員上限の減少率が、過去3年間の全国の募集定員上限の減少率のうち最大のものを上回る場合の加算 対象外

※上記11,067人に別途加算するもの

①~④の結果、令和6年度の募集定員上限からの減少率が3.2%(過去3年間の全国の募集定員上限の減少率のうち最大のものを)上回る都道府県(令和6年度の募集定員上限を全て病院に配分しており、かつ ④による加算の対象ではない都道府県に限る ※8) に対して、令和6年度の募集定員上限からの減少率が3.2%となるまで加算

※8 当記載は本県のみ該当。加算分について他都道府県での削減がない。

今回の経緯について

- 令和7年度から臨床研修を開始する研修医の募集上限（案）について
- 本県の募集定員上限が減少した要因

令和7年度から臨床研修を開始する研修医の募集上限（案）について

令和5年12月1日に開催された「第4回医道審議会医師分科会医師臨床研修部会」において、「令和7年度の各都道府県の募集定員上限について」審議され、了承された。

本県においては、令和6年度募集低定員上限から全国で一番の減少率(▲10.0%)となった。(R6:130人→R7:117人)

都道府県が行う臨床研修病院ごとの研修医の定員設定が困難となることや、県内研修医数、医師数等に大きな影響が及ぶため、国に対し、算出方法の見直しを求め要望したところ。

本県の募集定員上限が減少した要因

① 「地域枠による加算」

令和7年度から臨床研修を開始する地域枠学生等(現5年生地域枠0人、修学資金4人)が大幅に減少したため、「地域枠による加算」がR6:『14人』からR7:『4人』へと『10人』減少したことが大きな要因。

② 「激変緩和措置」

直近の採用数を保障する激変緩和措置が「1人」加算のみであった。

③ 「募集定員上限の減少率が、過去3年間の全国の募集定員の減少率のうち最大の上回る場合の加算」

激変緩和措置の対象となったため、枠外加算となる「募集定員上限の減少率が、過去3年間の全国の募集定員の減少率のうち最大の上回る場合の加算」が受けられなかった。

国への要望内容について

1. 提案

令和7年度の各都道府県の募集定員上限の算出方法について、別途加算「募集定員上限の減少率が、過去3年間の全国の募集定員上限の減少率のうち最大のもの(3.2%)を上回る場合の加算」の要件となっている「激変緩和措置による加算の対象ではない都道府県に限る」ことを撤廃されたい。

2. 現状と課題

●本県の令和7年度募集定員上限(案)について、令和6年度からの減少率が10.0%で、全国的にみても突出して高く、臨床研修医の確保はもとより、将来的な医師の確保に多大な影響を受けることになる。

●減少率が高くなった要因は、地域枠による加算が大幅に減少したことによるものであることは理解するところである。

●しかしながら、本県は、毎年度、臨床研修病院から募集定員上限を上回る希望があり、地域医療対策協議会で調整の上、募集定員上限を全て病院に配分している現状の中で、これほどまでの減少となれば、定員配分の算定方法、調整に困難を極めることは明らかで、複数の病院への影響は必至である。

●また、算出方法における激変緩和措置および別途加算について、医師偏在指標における1位 東京都、2位 京都府と本県とが同様の取扱いとなることは、研修医の都市部集中の是正を目的とする本制度の趣旨に反する。

●これらのことから、全都道府県で本県にしか影響を及ぼさない、別途加算の要件について、撤廃を求めるものである。

令和7年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員上限について

1. 提案

令和7年度の各都道府県の募集定員上限の算出方法について、別途加算「募集定員上限の減少率が、過去3年間の全国の募集定員上限の減少率のうち最大のもの(3.2%)を上回る場合の加算」の要件となっている「激変緩和措置による加算の対象ではない都道府県に限る」ことを撤廃されたい。

2. 現状と課題

- 本県の令和7年度募集定員上限(案)について、令和6年度からの減少率が10.0%で、全国的にみても突出して高く、臨床研修医の確保はもとより、将来的な医師の確保に多大な影響を受けることになる。
- 減少率が高くなった要因は、地域枠による加算が大幅に減少したことによるものであることは理解するところである。
- しかしながら、本県は、毎年度、臨床研修病院から募集定員上限を上回る希望があり、地域医療対策協議会で調整の上、募集定員上限を全て病院に配分している現状の中で、これほどまでの減少となれば、定員配分の算定方法、調整に困難を極めることは明らかで、複数の病院への影響は必至である。
- また、算出方法における激変緩和措置および別途加算について、医師偏在指標における1位 東京都、2位 京都府と本県とが同様の取扱いとなることは、研修医の都市部集中の是正を目的とする本制度の趣旨に反する。
- これらのことから、全都道府県で本県にしか影響を及ぼさない、別途加算の要件について、撤廃を求めるものである。

令和5年12月12日

厚生労働省 医政局

医事課長 林 修一郎 様

滋賀県健康医療福祉部長 大岡 紳浩



令和7年度臨床研修 都道府県別募集定員上限（案）

	算出方法①		算出方法②		算出方法③				算出方法④					算出方法⑤		R6募集定員上限からの増減率 (%)
	R6年度募集定員上限	R6年度病院募集定員合計	基本となる数 (全国の研修医総数推計値を人口分布・医学部入学定員で按分)	地域枠による加算	地理的条件等による加算				基本となる数と加算の合計(仮上限)	直近の採用数等の保障					R7募集定員上限	
					地理的条件(100km ² 当たりの医師数)による加算	地理的条件(離島の人口)による加算	医師少数区域の人口に応じた加算	都道府県間の医師偏在状況に応じた加算		直近(R5年度)の採用	①×0.99と⑥のうち少ない方	仮上限に不足数	仮上限と直近の採用数との差	仮上限から削る数(不足数の合計を⑨で按分)		
①	②	③	④-1	④-2	④-3	④-4	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫		
1 北海道	438	441	362	25	37	3	0	427	338	0	0	0	0	0	427	▲ 2.5
2 青森県	182	156	102	70	11	0	0	183	72	0	0	111	10	173	▲ 4.9	
3 岩手県	146	125	100	41	10	0	0	151	69	0	0	82	8	143	▲ 2.1	
4 宮城県	229	229	193	14	14	1	0	222	175	0	0	0	0	222	▲ 3.1	
5 秋田県	119	109	79	34	8	0	0	121	73	0	0	48	5	116	▲ 2.5	
6 山形県	120	120	88	22	9	1	0	120	61	0	0	0	0	120	0.0	
7 福島県	196	174	126	61	13	0	0	200	124	0	0	76	7	193	▲ 1.5	
8 茨城県	265	250	200	66	0	0	1	267	197	0	0	70	7	260	▲ 1.9	
9 栃木県	198	198	161	17	12	0	0	190	168	0	0	0	0	192	▲ 3.0	
10 群馬県	162	147	135	20	10	0	0	165	115	0	0	50	5	160	▲ 1.2	
11 埼玉県	538	498	517	35	0	0	0	552	447	0	0	105	10	542	0.7	
12 千葉県	497	497	441	50	0	0	0	491	475	0	0	0	0	491	▲ 1.2	
13 東京都	1,280	1,281	1,186	25	0	7	1	1,219	1,273	1,267	48	0	0	1,267	▲ 1.0	
14 神奈川県	667	668	650	18	0	0	0	668	641	0	0	0	0	668	0.1	
15 新潟県	229	229	152	24	11	12	0	199	147	0	0	0	0	222	▲ 3.1	
16 富山県	111	111	86	16	7	0	0	109	87	0	0	0	0	109	▲ 1.8	
17 石川県	130	135	94	13	7	0	0	114	87	0	0	0	0	126	▲ 3.1	
18 福井県	92	92	64	13	5	0	0	82	52	0	0	0	0	89	▲ 3.3	
19 山梨県	114	83	68	38	5	0	0	111	63	0	0	48	5	106	▲ 7.0	
20 長野県	171	172	142	15	10	0	0	167	136	0	0	0	0	167	▲ 2.3	
21 岐阜県	190	190	137	37	10	0	0	184	144	0	0	0	0	184	▲ 3.2	
22 静岡県	306	306	252	61	0	1	0	314	281	0	0	0	0	314	2.6	
23 愛知県	571	573	528	28	0	1	0	557	557	0	0	0	0	557	▲ 2.5	
24 三重県	181	167	123	48	9	1	0	181	135	0	0	46	4	177	▲ 2.2	
25 滋賀県	130	130	103	4	8	1	0	116	117	117	1	0	0	117	▲ 10.0	
26 京都府	253	261	200	7	0	0	0	207	260	250	43	0	0	250	▲ 1.2	
27 大阪府	637	652	618	18	0	0	0	636	628	0	0	0	0	636	▲ 0.2	
28 兵庫県	409	414	380	22	0	2	0	404	404	0	0	0	0	404	▲ 1.2	
29 奈良県	128	128	107	13	0	0	0	120	106	0	0	0	0	124	▲ 3.1	
30 和歌山県	127	127	76	38	6	0	0	120	94	0	0	0	0	123	▲ 3.1	
31 鳥取県	85	85	46	21	4	0	0	71	46	0	0	0	0	82	▲ 3.5	
32 島根県	97	78	56	28	6	5	0	95	53	0	0	42	4	91	▲ 6.2	
33 岡山県	197	201	157	8	12	1	0	178	178	0	0	0	0	191	▲ 3.0	
34 広島県	221	209	194	27	0	3	0	224	178	0	0	46	4	220	▲ 0.5	
35 山口県	137	132	111	19	8	1	0	139	105	0	0	34	3	136	▲ 0.7	
36 徳島県	78	78	59	12	5	1	0	77	48	0	0	0	0	77	▲ 1.3	
37 香川県	107	107	79	14	0	9	0	102	73	0	0	0	0	104	▲ 2.8	
38 愛媛県	138	141	108	23	8	4	0	143	88	0	0	0	0	143	3.6	
39 高知県	98	98	57	26	4	1	0	88	69	0	0	0	0	95	▲ 3.1	
40 福岡県	414	414	407	4	0	1	0	412	383	0	0	0	0	412	▲ 0.5	
41 佐賀県	86	86	68	5	0	1	0	74	52	0	0	0	0	83	▲ 3.5	
42 長崎県	149	146	108	22	0	31	0	161	90	0	0	71	7	154	3.4	
43 熊本県	146	146	121	6	9	1	0	137	88	0	0	0	0	141	▲ 3.4	
44 大分県	117	110	94	14	7	1	0	116	77	0	0	39	4	112	▲ 4.3	
45 宮崎県	118	110	89	26	7	1	0	123	54	0	0	69	6	117	▲ 0.8	
46 鹿児島県	171	148	112	16	8	34	0	170	121	0	0	49	5	165	▲ 3.5	
47 沖縄県	164	164	109	23	0	30	0	162	159	0	0	0	0	162	▲ 1.2	
計	11,339	11,116	9,443	1,187	280	155	2	0	11,069	9,388	1,634	93	986	93	11,164	▲ 1.5
			9,445					11,067			92		94	97		

※四捨五入等の関係で表記上合計が一致しない場合がある

■令和7年度募集定員上限（案） 3.2%まで戻すための追加配分の対象となった場合																	
25 滋賀県	130	130	103	4	8	1	0	0	116	117	117	1	0	0	9	126	▲ 3.1

■令和8年度募集定員上限推計 ※令和7年度と同じ制度の場合（R7募集定員上限117人のまま）																	
25 滋賀県	117	117	103	15	8	1	0	0	127	117	0	0	0	0	0	127	8.5

※R8臨床研修開始予定地域枠等15人 ※採用率90%と仮定（130人×90%）

臨床研修都道府県別募集定員上限 年度推移・増減率（R4-R7）

令和5年度から7年度（案）における前年度からの減少率大きい（▲4.0以上）都道府県は、**令和5年度の東京都と令和7年度（案）の滋賀県を除き**、前年度募集定員上限を全て病院に配分していない。

（単位：人）

	R4年度募集定員上限	R5年度募集定員上限	R6年度募集定員上限	R7年度募集定員上限(案)	R4→R5増減率(%)	R5→R6増減率(%)	R6→R7増減率(%)	R5年度募集定員上限	R6年度募集定員上限	R7年度募集定員上限(案)
	A	B	C	D	E	F	G	R4募集定員上限を全て病院に配分していない	R5募集定員上限を全て病院に配分していない	R6募集定員上限を全て病院に配分していない
								e	f	g
1 北海道	430	439	438	427	2.1	▲0.2	▲2.5			
2 青森県	156	195	182	173	25.0	▲6.7	▲4.9		●	●
3 岩手県	154	132	146	143	▲14.3	10.6	▲2.1	●	●	●
4 宮城県	231	230	229	222	▲0.4	▲0.4	▲3.1			
5 秋田県	129	116	119	116	▲10.1	2.6	▲2.5	●	●	●
6 山形県	127	125	120	120	▲1.6	▲4.0	0.0	●	●	
7 福島県	198	197	196	193	▲0.5	▲0.5	▲1.5	●	●	●
8 茨城県	255	241	265	260	▲5.5	10.0	▲1.9	●	●	●
9 栃木県	193	199	198	192	3.1	▲0.5	▲3.0	●		
10 群馬県	163	163	162	160	0.0	▲0.6	▲1.2	●	●	●
11 埼玉県	529	516	538	542	▲2.5	4.3	0.7	●	●	●
12 千葉県	475	499	497	491	5.1	▲0.4	▲1.2			
13 東京都	1,356	1,280	1,280	1,267	▲5.6	0.0	▲1.0			
14 神奈川県	657	648	667	668	▲1.4	2.9	0.1			
15 新潟県	216	230	229	222	6.5	▲0.4	▲3.1			
16 富山県	115	112	111	109	▲2.6	▲0.9	▲1.8	●		
17 石川県	130	131	130	126	0.8	▲0.8	▲3.1			
18 福井県	92	92	92	89	0.0	0.0	▲3.3			
19 山梨県	122	109	114	106	▲10.7	4.6	▲7.0	●	●	●
20 長野県	180	178	171	167	▲1.1	▲3.9	▲2.3		●	
21 岐阜県	196	191	190	184	▲2.6	▲0.5	▲3.2			
22 静岡県	295	299	306	314	1.4	2.3	2.6			
23 愛知県	556	560	571	557	0.7	2.0	▲2.5			
24 三重県	186	172	181	177	▲7.5	5.2	▲2.2	●	●	●
25 滋賀県	131	131	130	117	0.0	▲0.8	▲10.0			
26 京都府	253	253	253	250	0.0	0.0	▲1.2			
27 大阪府	632	626	637	636	▲0.9	1.8	▲0.2			
28 兵庫県	419	411	409	404	▲1.9	▲0.5	▲1.2			
29 奈良県	131	131	128	124	0.0	▲2.3	▲3.1			
30 和歌山県	129	128	127	123	▲0.8	▲0.8	▲3.1			
31 鳥取県	85	85	85	82	0.0	0.0	▲3.5			
32 島根県	107	96	97	91	▲10.3	1.0	▲6.2	●	●	●
33 岡山県	199	198	197	191	▲0.5	▲0.5	▲3.0			
34 広島県	217	214	221	220	▲1.4	3.3	▲0.5	●	●	●
35 山口県	146	141	137	136	▲3.4	▲2.8	▲0.7	●	●	●
36 徳島県	87	79	78	77	▲9.2	▲1.3	▲1.3	●	●	
37 香川県	110	108	107	104	▲1.8	▲0.9	▲2.8			
38 愛媛県	147	144	138	143	▲2.0	▲4.2	3.6		●	
39 高知県	102	98	98	95	▲3.9	0.0	▲3.1	●		
40 福岡県	415	416	414	412	0.2	▲0.5	▲0.5			
41 佐賀県	86	86	86	83	0.0	0.0	▲3.5			
42 長崎県	158	151	149	154	▲4.4	▲1.3	3.4	●	●	●
43 熊本県	147	147	146	141	0.0	▲0.7	▲3.4			
44 大分県	120	116	117	112	▲3.3	0.9	▲4.3	●	●	●
45 宮崎県	118	118	118	117	0.0	0.0	▲0.8	●	●	●
46 鹿児島県	173	164	171	165	▲5.2	4.3	▲3.5	●	●	●
47 沖縄県	165	165	164	162	0.0	▲0.6	▲1.2			
計	11,418	11,260	11,339	11,164	▲1.4	0.7	▲1.5	20	20	16

※減少率「▲4.0以上」黄色マーカー

県内臨床研修病院ごとの募集定員の配分方法 （素案）について

健康医療福祉部医療政策課

1

県内臨床研修病院ごとの募集定員の配分における現状・課題

令和6年度の募集定員の設定について

① 国から、県の募集定員上限の通知

⇒令和6年度の募集定員上限は、130人（前年度から▲1人）

※募集定員は令和7年度までに段階的に縮小される予定。

例年12月頃

② 各臨床研修病院へ定員希望数調査

例年1月頃

③ ①②を踏まえ、募集定員を設定

- ・算定方法については、国からの権限移譲前の方法による。
- ・各臨床研修病院の希望数の合計が定員上限を超えない場合は、その数を募集定員とする。

3月の地対協

募集定員の設定にあたっては、各病院と事前に大学とのたすき掛けや指導医数、施設設備等の状況を踏まえ、十分調整を行っている。

令和6年度の募集定員の配分について

令和6年度から研修を開始する研修医の募集定員

病院名	所在地	開設者	R5年度募集定員			①~③の 最大値	医師派遣 加算	年度の 定員 A R2通知 23(3)7	都道府県 募集定 員の基 礎数B	Aの値の 合計(A) がBを超 える場 合は調 整 (=A× B/A、端 数四捨五 入)	病院が 希望す る募集 定員C	R5年度の 定員(A、 B、Cの 最小値) R2通知 23(3)イ	小児科・産 科プログラ ム分 ※定員が20 人以上の場 合に設定必 須	病院が 希望す る募集 定員C からの 調整	R6年度 募集定員	増減 (前年 度比)	【別 枠】基 礎研 究プ ログ ラム 分	基礎 医反 映後	備考メモ
			R4年度 受入数	R3年度 受入数	R2年度 受入数														
市立大津市民病院	大津市	地方独立 行政法人	9	9	9	9		9		8	9	8			9			9	
大津赤十字病院	大津市	日本 赤十字社	14	13	12	13		13		12	14	12			14			14	
滋賀医科大学医学部附属病院	大津市	国立 大学法人	38	33	29	41		41		37	38	37	○	▲1	37	▲1	1	38	地域医療重点プログラム(定員1) ※募集定員の枠内
滋賀医科大学医学部附属病院(小・産)	大津市	国立 大学法人	4	4	2	3					4		4		4			4	
社会福祉法人恩賜財団済生会 滋賀県病院	栗東市	済生会	10	10	9	9		10		9	11	9		▲1	10			10	
滋賀県立総合病院	守山市	都道府県	10	10	8	8		10		9	10	9			10			10	
長浜赤十字病院	長浜市	日本 赤十字社	5	5	5	5		5		4	6	4		▲1	5			5	
市立長浜病院	長浜市	市町村	6	6	4	4		6		5	6	5			6			6	
公立甲賀病院	甲賀市	地方独立 行政法人	5	5	5	4		5		4	6	4		▲1	5			5	
彦根市立病院	彦根市	市町村	4	3	4	3		4		4	4	4			4			4	
高島市民病院	高島市	市町村	3	3	2	1		3		3	3	3			3			3	
近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市	市町村	8	8	8	7		8		7	8	7			8			8	
社会医療法人誠光会 淡海医療センター	草津市	医療法人	9	9	9	8		9		8	9	8			9			9	
独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター	東近江市	独立 行政法人	4	4	3	4		4		4	4	4			4			4	
独立行政法人地域医療機能推進機構 滋賀病院	大津市	独立 行政法人	2	2	1			2		2	2	2			2			2	
滋賀県 計			131	124	110	119		129		115	116	134	4	▲4	130		1	131	

都道府県上限(基礎研究医プログラム除く)→

130

希望数「134」 > 募集定員上限「130」
R5募集定員に合わせた上で、滋賀医科大学医学部附属病院に「1」減員と調整したが、
複数の病院からの増員希望を汲み取れなかった。

各臨床研修病院における募集定員の設定について

参考

令和2年度研修まで

厚生労働省

都道府県

A県

B病院

上限:1000
基礎数:900
調整枠:100

例

12名
前年度募集定員

過去受入実績等による設定

各都道府県の基礎数との調整

各都道府県による病院へのヒアリング・地域医療対策協議会の開催

都道府県による調整

(例)
病院の希望募集定員の合計 1,000名
都道府県の基礎数 900名

都道府県が、地域枠等の状況を踏まえ、調整枠の範囲内で各研修病院の定員を調整 ※2

10名
過去3年間の受入実績の最大値 ※1

9名
 $9 \times \frac{900}{1000}$

地域枠医師の採用見込み数、医師不足地域への配慮等の確認

13名
都道府県調整により4人加算

※1 医師派遣加算、小児・産科加算もあり。

※2 都道府県による病院間での付け替え調整可能。新規指定病院の定員は必ず2名。各病院の募集定員は最低2名。

令和3年度研修から

都道府県

A県

B病院

上限:1000

例

12名
前年度募集定員

都道府県地域医療対策協議会の開催

厚生労働省へ定員案の事前通知

都道府県による定員設定

(審議事項 例)
個別病院の定員算定方法※1
医師少数地域の定員重点配置
地域枠への配慮
地域密着型臨床研修病院※2
各病院の採用規模の確認 等

定員案に加え、その「算定方法」についても併せて通知する。

都道府県が、地対協の審議を踏まえ、都道府県上限の範囲内で各研修病院の定員を設定 ※3

※3 過去受入実績等に関わらず、都道府県の実情に応じて個別病院の定員を設定可能とする。
例)新規指定病院であっても、3名以上も可。

※1 都道府県は、従前の国における算定方法を参酌の上、各県の実情に応じて定員を設定
※2 R4年度研修から開始予定

13名
翌年度募集定員案

13名
翌年度募集定員

- 国から県へ権限移譲された際に、各病院の希望する定員の合計数が定員上限を超える場合を想定していなかった。
- 複数の病院から増員の希望がある中で、定員割れが続いている病院もあり、県内臨床研修医を最大限に確保できていない。



令和5年度から各病院が希望する定員の合計数が定員上限を超えており、県と各病院とで個別に調整を行ってきたが、今後も定員上限が引き下がっていくことが想定されるため、県内臨床研修医の採用数を最大限に確保できる最適な配分方法を設定することが必要である。

2

県内臨床研修病院ごとの募集定員の配分方法（素案）について

募集定員の配分方法（素案）の検討について

（１）本県の現状・課題

- ・ 募集定員上限は年々減少傾向である。
- ・ 増員を希望する病院もあり、希望数が募集定員上限を上回っている。
- ・ 定着割れが続いている病院がある。

（２）解決策

県内臨床研修医を最大限に確保できる最適な配分方法を設定する。
※その際、定員の大幅な変動により、県内の医療提供体制や病院運営に支障がないように十分配慮する。

（３）配分方針

- ・ 比較的医師が少ない地域の病院に優先的に配分する。
- ・ 定員の充足が期待できる病院に優先的に配分する。
- ・ 受入実績をベースに配分を行ったうえで、前年度と大幅に変動がないよう調整を行う。

1. ベースとなる値の算出



2. 残余分についての加算・減算



3. 病院間の比較項目



4. 激変緩和措置

1. ベースとなる値の算出の検討

・ 過去3年間の受入実績の**平均値**および希望数の少ない人数を選定する。

⇒過去3年間の最大値や直近採用数をベースとすると、極端な受入実績があった年度により、適切な配分が困難となるため、過去3年間の平均値を採用することで安定的に定員を充足している各病院への配分を行うことができる。

⇒新規指定病院および最小定員は「2」とする。

例) 定員10人であるX病院とY病院

X病院	R3	R4	R5	最大値	平均値
定員	10	10	10	10	6
受入実績	10	4	4		

Y病院	R3	R4	R5	最大値	平均値
定員	10	10	10	10	10
受入実績	10	10	10		

・ X病院：R3を除いて、4人の採用に留まっている

・ Y病院：毎年度10人を採用している

⇒最大値を選定すると、R3を除いて定員割れを起こしているX病院がY病院と同様のベース値となってしまう。

⇒安定的に定員充足が期待できる病院を優先的に配分したいことから、過去3年間の平均値を採用することとしたい。

2. 残余分についての加算・減算の検討

・ **比較的医師が少ない地域に配慮**した上で、希望数を上限に、加算・減算を行う。

⇒ 医師少数区域内の医師を確保し、医師偏在を是正することが課題である。そのため、医師少数地域に配慮した加算・減算を行うことを検討する。

⇒ 加算が発生する場合には、医師少数地域の病院の希望数を基に優先的に加算する。また、減算が発生する場合医師多数区域を優先する。※最小定員は「2」。

⇒ 各病院の指導体制を鑑み、希望数を上限とし加算・減算を行う。

※前年度からの増員限度は「1」。

<加算時>

- ① 医師少数地域の病院で、希望数を上限に加算を行う。
- ② 医師中程度地域の病院で、希望数を上限に加算を行う。
- ③ 医師多数地域の病院で、希望数を上限に加算を行う。

<減算時>

- ① 医師多数地域の病院で、「1」減算を行う。
- ② 医師中程度地域の病院で、「1」減算を行う。
- ③ 医師少数地域の病院で、「1」減算を行う。

区域	(R5.11)医師偏在指標			
	医師偏在指標	全国順位	前回順位(R2.3)比較	医師多数・少数の別
全国	255.6	-		-
滋賀県	260.4	19位	↓3	
大阪府	373.5	9位	↓2	多数
東京都	262.2	64位	↑4	多数
千葉県	176.8	228位	↓5	少数
神奈川県	218.3	109位	↓5	多数
埼玉県	181.0	217位	↓21	
千葉県	217.6	112位	↑9	多数
東京都	245.0	76位	↑84	多数

3. 同程度区域内の病院間の比較項目の検討

・同程度区域内の病院間での優先順について、下記の項目から比較することを検討する。

① 「**マッチング率**」 (マッチング結果のみ)
 ⇒マッチング率が高い病院は、志願者からの人気が高く、増員となっても引き続きフルマッチとなることが期待されることから、マッチング率が高い病院に優先的に配分を行う。

② 「**県内定着率**」
 ⇒臨床研修修了後も県内医療機関に定着いただくことが重要であることから、県内定着率が高い病院に優先的に配分を行う。

③ 「**定員充足率**」 (最終的な受入実績)
 ⇒最終的な受入実績を評価できることから、安定的な定員の充足が期待できる病院を優先的に配分を行う。

病院名	区域	過去3年間 マッチ率	県内定着率	過去3年間 充足率	優先順位
公立甲賀病院	少数	100.0%	60.0%	100.0%	1
彦根市立病院	中程度	91.7%	50.0%	91.7%	2
長浜赤十字病院	多数	100.0%	80.0%	93.3%	3
済生会滋賀県病院	多数	100.0%	77.8%	100.0%	4
大津赤十字病院	多数	100.0%	66.7%	92.9%	5
淡海医療センター	多数	100.0%	44.4%	100.0%	6
近江八幡市立総合医療センター	多数	95.8%	87.5%	100.0%	7
滋賀県立総合病院	多数	89.7%	37.5%	96.6%	8
大津市民病院	多数	74.1%	44.4%	100.0%	9
東近江総合医療センター	多数	66.7%	66.7%	91.7%	10
滋賀医科大学医学部附属病院	多数	66.1%	77.4%	75.4%	11
高島市民病院	多数	55.6%	50.0%	77.8%	12
市立長浜病院	多数	50.0%	100.0%	100.0%	13
JCHO滋賀病院	多数	33.3%	100.0%	83.3%	14
合計	-	80.5%	67.3%	89.3%	-

R7定員配分における加算優先表 (案)
 ・過去3年間 (R3, 4, 5) 平均マッチ率
 ・過去3年間 (R3, 4, 5) 定員充足率
 ・県内定着率 (R4研修修了者(R3研修開始者))

4. 激変緩和措置の検討

- 前年度募集定員から減員できる最大値は、**前年度募集定員に0.1を乗じた数**（小数点第一位切り上げ）までとする。
- 上記により追加した定員分は、2, 3の手順により、他病院から減算し捻出する。
 - ⇒定員上限が大きく減ることや、増員を希望する病院が複数あった場合、特定の病院の募集定員が前年度募集定員から大きく減員となる可能性がある。
 - ⇒研修医数が大きく変動することで、病院運営に影響を及ぼす恐れがあるため、緩和措置を検討する。

病 院 名	R6 募集 定員	減員できる 最大値	最小定員
	X	$X \times 0.1$ 少数点切り上げ	$X \times 0.9$ 小数点切り捨て
大津市民病院	9	1	8
大津赤十字病院	14	2	12
滋賀医科大学医学部附属病院	37	4	33
小児科・産科プログラム	4		4
済生会滋賀県病院	10	1	9
滋賀県立総合病院	10	1	9
長浜赤十字病院	5	1	4
市立長浜病院	6	1	5
公立甲賀病院	5	1	4
彦根市立病院	4	1	3
高島市民病院	3	1	2
近江八幡市立総合医療センター	8	1	7
淡海医療センター	9	1	8
東近江総合医療センター	4	1	3
JCHO滋賀病院	2	1	2
合計	130	18	113

<減算時（再掲）>

①医師多数区域の病院で、「1」減算を行う。

②医師中程度区域の病院で、「1」減算を行う。

③医師少数区域の病院で、「1」減算を行う。

R7定員配分における最小定員
※「0」および「1」となる場合の
最小定員は「2」とする。

募集定員の配分方法（素案）の構成について

1. ベースとなる値の算出

- (1) 過去3年間の受入実績の**平均値**もしくは希望数の少ない人数を選定する。
- (2) 小児科・産科プログラム分の加算を行う。

2. 残余分についての加算・減算

⇒ **比較的医師が少ない地域への配慮**した上で、加算・減算を行う

- (1) 医師少数区域の病院の希望数を上限に配分。
- (2) 医師中程度区域の病院の希望数を上限に配分。
- (3) 医師多数区域の病院に希望数を上限に配分。

3. 同程度区域内の病院間の比較項目

- (1) 過去3年間の**マッチング率**の高い病院を優先する
- (2) 直近の**県内定着率**の高い病院を優先する
- (3) 過去3年間の**定員充足率**の高い病院を優先する

4. 激変緩和措置

- (1) 前年度募集定員から減員できる最大値は、**前年度募集定員に0.1を乗じた数**（小数点第一位切り上げ）までとする。それにより、追加した定員分は、2, 3の手順により、減算を行い捻出する。

募集定員の配分方法（素案）の試算について

令和6年度募集定員について配分方法（素案）で試算

1. ベースとなる値の算出
 ⇒募集定員130人のうち121人を配分。残り9人について加算を行う。

病院名	R5 募集定員	1 ベースとなる値								
		受入実績			過去 3年間の 受入 実績 a~c の 平均値	R6 病院 希望 定員	A, Bの 小さい 値	小児 科・産 科プロ グラム 分加算	新規指 定病院 および 最小定 「2」 保障	ベース となる 値 ①+②+ ③
		R2	R3	R4						
X	a	b	c	A	B	①	②	③	C	
地方独立行政法人市立大津市民病院	9	9	9	9	9	9	9			9
大津赤十字病院	14	13	12	13	13	14	13			13
滋賀医科大学医学部附属病院	38	41	29	33	34	38	34			34
滋賀医科大学医学部附属病院(産・小)	4	3	2	4		4		4		4
社会福祉法人恩賜財団済生会 滋賀県病院	10	9	9	10	9	11	9			9
滋賀県立総合病院	10	8	8	10	9	10	9			9
長浜赤十字病院	5	5	5	5	5	6	5			5
市立長浜病院	6	4	4	6	5	6	5			5
地方独立行政法人公立甲賀病院	5	4	5	5	5	6	5			5
彦根市立病院	4	3	4	3	3	4	3			3
高島市民病院	3	1	2	3	2	3	2			2
近江八幡市立総合医療センター	8	7	8	8	8	8	8			8
社会医療法人誠光会 淡海医療センター	9	8	9	9	9	9	9			9
独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター	4	4	3	4	4	4	4			4
独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院	2		1	2	2	2	2			2
計	131	119	110	124	115	134	117	4	0	121

令和6年度募集定員について配分方法（素案）で試算

- 2. 残余分についての加算・減算⇒9人分を、優先順位に基づいて希望数を上限に配分。
- 3. 同程度区域内の病院間の比較項目
- 4. 激変緩和措置⇒該当なし

病院名	R5 募集定員	最小定員 (X×0.9 小数点切り捨て)	2,3 比較項目				2 加算・減算			4	R6 募集定員 (試算)		R5 募集定員との差		現行			
			区域	過去3年間 (R2,3,4) マッチ率	県内 定着率	過去3年間 (R2,3,4) 定員充足率	優先 順位	ベースとなる 値 ①+②+③	医師少数区域に希望数Bを上限加算	医師中程度区域に希望数Bを上限に加算	医師多数区域に希望数Bを上限に加算	激変緩和措置による調整	Y	Y-X	Z	Y-Z		
	X	D	d	e	f	g	h	C	④-1	④-2	④-3	⑤					Z	Y-Z
地方独立行政法人市立大津市民病院	9	8	多数	44.4%	22.2%	100.0%	14	9	/	/	/		9				9	
大津赤十字病院	14	12	多数	100.0%	46.2%	90.5%	7	13	/	/	1		14				14	
滋賀医科大学医学部附属病院	38	34	多数	74.2%	68.2%	83.6%	12	34	/	/	/		34	▲ 4			37	▲ 3
滋賀医科大学医学部附属病院(産・小)	4	4						4	/	/	/		4				4	
社会福祉法人恩賜財団済生会 滋賀県病院	10	9	多数	100.0%	33.3%	100.0%	8	9	/	/	2		11	1			10	1
滋賀県立総合病院	10	9	多数	88.9%	87.5%	96.3%	11	9	/	/	1		10				10	
長浜赤十字病院	5	4	中程度	100.0%	60.0%	100.0%	1	5	/	1	/		6	1			5	1
市立長浜病院	6	5	中程度	57.1%	50.0%	100.0%	5	5	/	1	/		6				6	
地方独立行政法人公立甲賀病院	5	4	中程度	86.7%	125.0%	93.3%	3	5	/	1	/		6	1			5	1
彦根市立病院	4	3	中程度	91.7%	66.7%	83.3%	2	3	/	1	/		4				4	
高島市立病院	3	2	中程度	62.5%	0.0%	75.0%	4	2	/	1	/		3				3	
近江八幡市立総合医療センター	8	7	多数	95.7%	57.1%	100.0%	9	8	/	/	/		8				8	
社会医療法人誠光会 淡海医療センター	9	8	多数	100.0%	75.0%	100.0%	6	9	/	/	/		9				9	
独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター	4	3	多数	91.7%	50.0%	91.7%	10	4	/	/	/		4				4	
独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院	2	2	多数	50.0%	-	75.0%	13	2	/	/	/		2				2	
計	131	114	-	82.2%	60.5%	91.2%	-	121		5	4		130	▲ 1			130	0

令和6年度募集定員について配分方法（素案）で試算

病院名	R5 募集 定員	R6 病院 希望 定員	試算		現行	
			R6 募集 定員 (試算)	R5 募集 定員 との差	R6 募集 定員 (現行)	試算と 現在の 差
	X	B	Y	Y-X	Z	Y-Z
地方独立行政法人市立大津市民病院	9	9	9		9	
大津赤十字病院	14	14	14		14	
滋賀医科大学医学部附属病院	38	38	34	▲ 4	37	▲ 3
滋賀医科大学医学部附属病院(産・小)	4	4	4		4	
社会福祉法人恩賜財団済生会 滋賀県病院	10	11	11	1	10	1
滋賀県立総合病院	10	10	10		10	
長浜赤十字病院	5	6	6	1	5	1
市立長浜病院	6	6	6		6	
地方独立行政法人公立甲賀病院	5	6	6	1	5	1
彦根市立病院	4	4	4		4	
高島市民病院	3	3	3		3	
近江八幡市立総合医療センター	8	8	8		8	
社会医療法人誠光会 淡海医療センター	9	9	9		9	
独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター	4	4	4		4	
独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院	2	2	2		2	
計	131	134	130	▲ 1	130	0

前年度の滋賀医大の募集定員から「4」減員し、増員を希望していた3病院（済生会/長浜日赤/公立甲賀）に配分する結果となった。

令和6年度の募集定員の配分（現行）について（再掲）

令和6年度から研修を開始する研修医の募集定員

病院名	所在地	開設者	R5年度募集定員			①～③の 最大値	医師派遣 加算	年度の 定員 A R2通知 23(3)7	都道府県 募集定員 の基礎数B	Aの値の 合計(A) がBを超 える場合 は調整 (=A× B/A、端 数四捨五 入)	病院が 希望す る募集 定員C	R5年度の 定員(A、 B、Cの 最小値) R2通知 23(3)イ	小児科・産 科プログラ ム分 ※定員が20 人以上の場 合に設定必 須	病院が 希望す る募集 定員C からの 調整	R6年度 募集定員	増減 (前年 度比)	【別 枠】基 礎研 究プ ログ ラム 分	基礎 医反 映後	備考メモ
			R4年度 受入数	R3年度 受入数	R2年度 受入数														
			①	②	③	④	⑤	A=④+⑤	B	⑥	C	⑦	⑧						
市立大津市民病院	大津市	地方独立行政法人	9	9	9	9	9	9	9	8	9	8			9			9	
大津赤十字病院	大津市	日本赤十字社	14	13	12	13	13	13	13	12	14	12			14			14	
滋賀医科大学医学部附属病院	大津市	国立大学法人	38	33	29	41	41	41	41	37	38	37	○	▲1	37	▲1	1	38	地域医療重点プログラム(定員1) ※募集定員の枠内
滋賀医科大学医学部附属病院(小・産)	大津市	国立大学法人	4	4	2	3					4		4		4			4	
社会福祉法人恩賜財団済生会 滋賀県病院	栗東市	済生会	10	10	9	9	10	10	10	9	11	9		▲1	10			10	
滋賀県立総合病院	守山市	都道府県	10	10	8	8	10	10	10	9	10	9			10			10	
長浜赤十字病院	長浜市	日本赤十字社	5	5	5	5	5	5	5	4	6	4		▲1	5			5	
市立長浜病院	長浜市	市町村	6	6	4	4	6	6	6	5	6	5			6			6	
公立甲賀病院	甲賀市	地方独立行政法人	5	5	5	4	5	5	5	4	6	4		▲1	5			5	
彦根市立病院	彦根市	市町村	4	3	4	3	4	4	4	4	4	4			4			4	
高島市民病院	高島市	市町村	3	3	2	1	3	3	3	3	3	3			3			3	
近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市	市町村	8	8	8	7	8	8	8	7	8	7			8			8	
社会医療法人誠光会 淡海医療センター	草津市	医療法人	9	9	9	8	9	9	9	8	9	8			9			9	
独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター	東近江市	独立行政法人	4	4	3	4	4	4	4	4	4	4			4			4	
独立行政法人地域医療機能推進機構 滋賀病院	大津市	独立行政法人	2	2	1		2	2	2	2	2	2			2			2	
滋賀県 計			131	124	110	119	129	129	115	116	134	116	4	▲4	130		1	131	

都道府県上限(基礎研究医プログラム除く)→

希望数「134」 > 募集定員上限「130」
 R5募集定員に合わせた上で、滋賀医科大学医学部附属病院に「1」減員と調整したが、
 3病院(済生会/長浜日赤/公立甲賀)からの増員希望を汲み取れなかった。

令和6年度募集定員について配分方法（素案）で試算

病院名	R5 募集定員	1 ベースとなる値										2 加算・減算					4		
		受入実績			過去3年間の受入実績 a~c の平均値	R6 病院希望定員	A, Bの小さい値	小児科・産科プログラム分加算	新規指定病院および最小定員「2」保障	ベースとなる値 ①+②+③	最小定員 (X×0.9 小数点切り捨て)	ベースとなる値 ①+②+③	医師少数区域に希望数Bを上限加算	医師中程度区域に希望数Bを上限に加算	医師多数区域に希望数Bを上限に加算	激変緩和措置による調整	R6 病院希望定員との差	R6 募集定員(試算)	R5 募集定員との差(前年度比)
		R2	R3	R4															
		X	a	b	c	A	B	①	②	③	C	D	C	④-1	④-2	④-3	⑤	Y-B	Y
地方独立行政法人市立大津市民病院	9	9	9	9	9	9	9		9	8	9	/	/				9		
大津赤十字病院	14	13	12	13	13	14	13		13	12	13	/	/	1			14		
滋賀医科大学医学部附属病院	38	41	29	33	34	38	34		34	34	34	/	/			▲ 4	34	▲ 4	
滋賀医科大学医学部附属病院(産・小)	4	3	2	4		4		4	4	4	4	/	/	/			4		
社会福祉法人恩賜財団済生会 滋賀県病院	10	9	9	10	9	11	9		9	9	9	/	/	2			11	1	
滋賀県立総合病院	10	8	8	10	9	10	9		9	9	9	/	/	1			10		
長浜赤十字病院	5	5	5	5	5	6	5		5	4	5	/	1	/			6	1	
市立長浜病院	6	4	4	6	5	6	5		5	5	5	/	1	/			6		
地方独立行政法人公立甲賀病院	5	4	5	5	5	6	5		5	4	5	/	1	/			6	1	
彦根市立病院	4	3	4	3	3	4	3		3	3	3	/	1	/			4		
高島市民病院	3	1	2	3	2	3	2		2	2	2	/	1	/			3		
近江八幡市立総合医療センター	8	7	8	8	8	8	8		8	7	8	/	/	/			8		
社会医療法人誠光会 淡海医療センター	9	8	9	9	9	9	9		9	8	9	/	/	/			9		
独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター	4	4	3	4	4	4	4		4	3	4	/	/	/			4		
独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院	2		1	2	2	2	2		2	2	2	/	/	/			2		
計	131	119	110	124	115	134	117	4	0	121	114	121		5	4		▲ 4	130	▲ 1

117
※四捨五入の関係で表記上合計が一致しない場合がある。

前年度の滋賀医大の募集定員から「4」減員し、増員を希望していた3病院（済生会/長浜日赤/公立甲賀）に配分する結果となった。

令和7年度募集定員について配分方法（素案）で試算

1. ベースとなる値の算出

病院名 R7募集定員上限：117人	R6 募集 定員	① ベースとなる値								
		受入実績			過去 3年間の 受入 実績 a~c の 平均値	R7 病院 希望 定員 (R6同 様と想 定)	A, Bの 小さい 値	小児 科・産 科プロ グラム 分加算	新規指 定病院 および 最小定 「2」 保障	ベース となる 値 ①+②+ ③
		R3	R4	R5						
X	a	b	c	A	B	①	②	③	C	
地方独立行政法人市立大津市民病院	9	9	9	9	9	9	9			9
大津赤十字病院	14	12	13	14	13	14	13			13
滋賀医科大学医学部附属病院	37	29	33	25	29	38	29			29
滋賀医科大学医学部附属病院(産・小)	4	2	4	4		4		4		4
社会福祉法人恩賜財団済生会 滋賀県病院	10	9	10	10	10	11	10			10
滋賀県立総合病院	10	8	10	10	9	10	9			9
長浜赤十字病院	5	5	5	4	5	6	5			5
市立長浜病院	6	4	6	6	5	6	5			5
地方独立行政法人公立甲賀病院	5	5	5	5	5	6	5			5
彦根市立病院	4	4	3	4	4	4	4			4
高島市民病院	3	2	3	2	2	3	2			2
近江八幡市立総合医療センター	8	8	8	8	8	8	8			8
社会医療法人誠光会 淡海医療センター	9	9	9	9	9	9	9			9
独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター	4	3	4	4	4	4	4			4
独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院	2	1	2	2	2	2	2			2
計	130	110	124	116	113	134	114	4	0	118

114

※四捨五入の関係で表記上合計が一致しない場合がある。

令和7年度募集定員（117人）について配分方法（素案）で試算

病院名	R6 募集定員	最小定員 (X×0.9 小数点切り捨て)	2,3 比較項目					優先順位※	2 加算・減算			4 激変緩和措置による調整	R7 募集定員 (試算)	R6 募集定員との差		
			区域	過去3年間 (R3,4,5) マッチ率	県内 定着率	過去3年間 (R3,4,5) 定員充足率	ベースとなる値 ①+②+③		医師多数区域に「1」減算	医師中程度区域に「1」減算	医師少数区域に「1」減算				Y	Y-X
地方独立行政法人市立大津市民病院	9	8	多数	74.1%	44.4%	100.0%	9	9				▲1	8	▲1		
大津赤十字病院	14	12	多数	100.0%	66.7%	92.9%	5	13				▲1	12	▲2		
滋賀医科大学医学部附属病院	37	33	多数	66.1%	77.4%	75.4%	/	29				4	33	▲4		
滋賀医科大学医学部附属病院(産・小)	4	4						4	4							
社会福祉法人恩賜財団済生会 滋賀県病院	10	9	多数	100.0%	77.8%	100.0%	4	10					10			
滋賀県立総合病院	10	9	多数	89.7%	37.5%	96.6%	8	9					9	▲1		
長浜赤十字病院	5	4	多数	100.0%	80.0%	93.3%	3	5					5			
市立長浜病院	6	5	多数	50.0%	100.0%	100.0%	/	5					5	▲1		
地方独立行政法人公立甲賀病院	5	4	少数	100.0%	60.0%	100.0%	1	5					5			
彦根市立病院	4	3	中程度	91.7%	50.0%	91.7%	2	4					4			
高島市民病院	3	2	多数	55.6%	50.0%	77.8%	/	2					2	▲1		
近江八幡市立総合医療センター	8	7	多数	95.8%	87.5%	100.0%	7	8				▲1	7	▲1		
社会医療法人誠光会 淡海医療センター	9	8	多数	100.0%	44.4%	100.0%	6	9				▲1	8	▲1		
独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター	4	3	多数	66.7%	66.7%	91.7%	10	4	▲1				3	▲1		
独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院	2	2	多数	33.3%	100.0%	83.3%	/	2					2			
計	130	113	-	80.5%	67.3%	89.3%	-	118	▲1	0	0	0	117	▲13		

※D(最小定員)≧C(ベースとなる値)のため、
これ以上減算を行えない病院は順位付け不要。

R6募集定員との差

- ▲1：大津市民/県立総合/市立長浜/高島市民/近江八幡/淡海医療/東近江
- ▲2：大津日赤
- ▲4：滋賀医大

令和7年度募集定員（117人）の配分（現行）について

令和7年度から研修を開始する研修医の募集定員

病院名	所在地	開設者	R6年度募集定員			①~③の最大値	医師派遣加算	年度の定員 A R2通知 23(3)7	都道府県募集定員の基礎数B	Aの値の合計(A)がBを超える場合は調整(=A×B/A、端数四捨五入)	病院が希望する募集定員C (R6同様と想定)	R5年度の定員(A、B、Cの最小値) R2通知 23(3)イ	小児科・産科プログラム分 ※定員が20人以上の場合に設定必須	病院が希望する募集定員Cからの調整	R6年度募集定員	増減(前年度比)	【別枠】基礎研究医プログラム分	基礎医反映	備考メモ
			R5年度受入数	R4年度受入数	R3年度受入数														
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	A=④+⑤	(6)	C	(7)	(8)							
市立大津市民病院	大津市	地方独立行政法人	9	9	9	9	9	9	8	9	8							9	
大津赤十字病院	大津市	日本赤十字社	14	14	13	12	14	14	13	14	13							14	
滋賀医科大学医学部附属病院	大津市	国立大学法人	37	25	33	29	33	33	31	38	31	○	▲14	24	▲13	1	25	地域医療重点プログラム(定員1) ※募集定員の枠内	
滋賀医科大学医学部附属病院(小・産)	大津市	国立大学法人	4	4	4	2				4			4	4			4		
社会福祉法人恩賜財団済生会 滋賀県病院	栗東市	済生会	10	10	10	9	10	10	9	11	9		▲1	10			10		
滋賀県立総合病院	守山市	都道府県	10	10	10	8	10	10	9	10	9			10			10		
長浜赤十字病院	長浜市	日本赤十字社	5	4	5	5	5	5	5	6	5		▲1	5			5		
市立長浜病院	長浜市	市町村	6	6	6	4	6	6	6	6	6			6			6		
公立甲賀病院	甲賀市	地方独立行政法人	5	5	5	5	5	5	5	6	5		▲1	5			5		
彦根市立病院	彦根市	市町村	4	4	3	4	4	4	4	4	4			4			4		
高島市民病院	高島市	市町村	3	2	3	2	3	3	3	3	3			3			3		
近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市	市町村	8	8	8	8	8	8	8	8	8			8			8		
社会医療法人誠光会 淡海医療センター	草津市	医療法人	9	9	9	9	9	9	8	9	8			9			9		
独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター	東近江市	独立行政法人	4	4	4	3	4	4	4	4	4			4			4		
独立行政法人地域医療機能推進機構 滋賀病院	大津市	独立行政法人	2	2	2	1	2	2	2	2	2			2			2		
滋賀県 計			130	116	124	110	122	122	115	134	115		4	▲17	117		1	118	
													都道府県上限(基礎研究医プログラム除く)→		117				

希望数「134」 > 募集定員上限「117」
R6募集定員に合わせた上で、滋賀医科大学医学部附属病院に「13」減員と調整。

令和7年度募集定員について配分方法（素案）で試算

病院名	R6 募集定員	1 ベースとなる値										最小定員 (X×0.9 小数点切り捨て)	2 加算・減算				4 激変緩和措置による調整	R7 病院希望定員との差	R7 募集定員(試算)	R6 募集定員との差		
		受入実績			過去3年間の受入実績a~cの平均値	R7病院希望定員(R6同様と想定)	A, Bの小さい値	小児科・産科プログラム分加算	新規指定病院および最小「2」保障	ベースとなる値①+②+③	ベースとなる値①+②+③		医師多数区域に「1」減算	医師中程度区域に「1」減算	医師少数区域に「1」減算	R7病院希望定員との差					R7募集定員(試算)	R6募集定員との差
		R3	R4	R5																		
X	a	b	c	A	B	①	②	③	C	D	C	④-1	④-2	④-3	⑤	Y-B	Y	Y-X				
地方独立行政法人市立大津市民病院	9	9	9	9	9	9	9				8	9				▲1	▲1	8	▲1			
大津赤十字病院	14	12	13	14	13	14	13				12	13				▲1	▲2	12	▲2			
滋賀医科大学医学部附属病院	37	29	33	25	29	38	29				33	29				4	▲5	33	▲4			
滋賀医科大学医学部附属病院(産・小)	4	2	4	4		4		4			4	4						4				
社会福祉法人恩賜財団済生会 滋賀県病院	10	9	10	10	10	11	10				9	10						10				
滋賀県立総合病院	10	8	10	10	9	10	9				9	9					▲1	9	▲1			
長浜赤十字病院	5	5	5	4	5	6	5				4	5					▲1	5				
市立長浜病院	6	4	6	6	5	6	5				5	5					▲1	5	▲1			
地方独立行政法人公立甲賀病院	5	5	5	5	5	6	5				4	5					▲1	5				
彦根市立病院	4	4	3	4	4	4	4				3	4						4				
高島市民病院	3	2	3	2	2	3	2				2	2					▲1	2	▲1			
近江八幡市立総合医療センター	8	8	8	8	8	8	8				7	8				▲1	▲1	7	▲1			
社会医療法人誠光会 淡海医療センター	9	9	9	9	9	9	9				8	9				▲1	▲1	8	▲1			
独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター	4	3	4	4	4	4	4				3	4	▲1				▲1	3	▲1			
独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院	2	1	2	2	2	2	2				2	2						2				
計	130	110	124	116	113	134	114	4	0		113	118	▲1	0	0	0	▲16	117	▲13			

114
※四捨五入の関係で表記上合計が一致しない場合がある。

激変緩和措置の対象となる滋賀医大で、前年度から減員できる最大値となる「4」減員となり、
その他病院についても、最小定員を限度に、配分する結果となった。